

県工事入札参加有資格業者の指名停止措置について

1 事案概要

公正取引委員会は、令和 5 年 9 月 28 日、高知県発注の地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年 4 月 14 日法律第 54 号。以下「独占禁止法」という)第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、県内測量、建設コンサルタント事業者 14 者を違反行為者と認定し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

また、あわせて課徴金減免制度の適用事業者も公表した。

このことは、高知県建設工事指名停止措置要綱第 1 条規定の別表第 2 の第 4 号(県発注工事における独占禁止法違反)に該当すると認められることから、県の入札参加資格を有する 14 者に対し、指名停止措置を行うものとする。

なお、高知県建設工事指名停止措置要綱の取扱いの 1 の(5)により、測量・建設コンサルタント業務についても、建設工事に準じた取扱いを行うこととしている。

2 指名停止措置の対象となる事業者

別添指名停止措置簿のとおり

3 指名停止期間について

始期はいずれも令和 5 年 10 月 6 日から

月数	(終期)	事業者数
12 月	(令和 6 年 8 月 15 日)	10 者
6 月	(令和 6 年 2 月 15 日)	4 者

} ※1

注 1 ※1 の指名停止の月数と、上記始期から終期までの期間が一致しないのは、「独占禁止法に基づく処分」の事前通知対象事業者等に係る入札契約手続の特例を定める要領」第 5 条の規定を適用し、令和 5 年 8 月 16 日から指名停止を受ける日の前日(令和 5 年 10 月 5 日)までの間を指名停止の期間に算入していることによる。

注 2 建設工事の入札参加資格についても指名停止の対象となる。

指名停止措置簿

1 指名停止を受けた測量・建設コンサルタント事業者等に関する事項

番号	商号及び名称	代表者氏名	建設業許可番号	主たる営業所の所在地
1	木本工業株式会社	代表取締役 木本 善章	知事許可 (般・特) -4 144	高知市鷹匠町1-2-51
2	株式会社ジオテック	代表取締役 長崎 良信	知事許可 (般) -4 10086	高知市南御座2-22
3	興和技建株式会社	代表取締役 久保田 一水	知事許可 (般・特) -2 3650	高知市小津町7-1
4	株式会社種田工務	代表取締役 酒井 晋	知事許可 (般) -3 274	高知市農人町2-3
5	長崎テクノ株式会社	代表取締役 長崎 正和	知事許可 (般・特) -1 1298	高知市若松町1705
6	構管技術コンサルタント株式会社	代表取締役 水野 隆之	-	高知市本宮町105-23
7	株式会社第一コンサルタンツ	代表取締役 右城 猛	-	高知市介良甲828-1
8	有限会社草苺地工	代表取締役 梶屋 慶男	知事許可 (般・特) -2 5182	吾川郡仁淀川町長者丙1932-1
9	株式会社高建総合コンサルタント	代表取締役 田中 朱美	-	四万十市駅前町2-3
10	西部ボーリング工業	代表者 北岡 智恵子	-	四万十市具同7361-23
11	株式会社地研	代表取締役 中根 久幸	知事許可 (般・特) -3 942	高知市円行寺25
12	株式会社四国トライ	代表取締役 松尾 俊明	知事許可 (特) -2 838	高知市南川添17-21
13	有限会社ムクタ工業	代表取締役 椋田 新也	知事許可 (般・特) -2 4789	長岡郡大豊町津家24-12
14	株式会社相愛	代表取締役 永野 敬典	知事許可 (般) -3 10391	高知市重倉266-2

※番号1から5、8及び11から14の事業者は、建設工事の入札参加資格も有しており、当該業務についても指名停止の対象。

2 指名停止の内容

指名停止期間	番号1から10の事業者	12月 (令和5年10月6日から 令和6年8月15日まで)	指名停止の月数と()の期間が一致しないのは、「独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者等に係る入札契約手続の特例を定める要領(R5.8.16 施行)」第5条の規定に基づき、令和5年8月16日から10月5日までの間が指名停止期間に算入されることによる。
	番号11から14の事業者	6月 (令和5年10月6日から 令和6年2月15日まで)	指名停止の月数と()の期間が一致しないのは、「独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者等に係る入札契約手続の特例を定める要領(R5.8.16 施行)」第5条の規定に基づき、令和5年8月16日から10月5日までの間が指名停止期間に算入されることによる。
指名停止の理由	<p>高知県が発注する地質調査業務について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年4月14日法律第54号)第3条の規定に違反するとして、令和5年9月28日、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は違反者として認定を受けたため。</p> <p>※該当条項 高知県建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第4号(県発注工事における独占禁止法違反)に該当 同要綱の取扱い別表第2関係2の(1)(県発注工事における独占禁止法違反)に該当</p>		

高知県建設工事指名停止措置要綱(抜粋)

(指名停止)

第1条 知事は、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第26条第1項において準用する同規則第6条第2項の名簿に登載された者(以下「有資格業者」という。)が別表第1の各号及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について県が発注する建設工事の入札参加者の指名の対象外(以下「指名停止」という。)とするものとする。

別表第2

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) (4) 県発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から6月以上24月以内

高知県建設工事指名停止措置要綱の取扱い(抜粋)

【本則関係】

1 指名停止(第1条関係)

(5)測量、建設コンサルタント業務等の委託業務についても、建設工事に準じた取扱いを行う。

【別表第2関係】

2 独占禁止法違反(第4号-第6号関係)

(4)-ウ

別表第2第4号から第6号までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第4号から第6号までに規定する期間の短期を下回る場合においては、第3条第3項の規定を適用するものとする。

独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者等に係る入札契約手続の特例を定める要領(抜粋)

(事前通知対象事業者等の指名停止期間の特例)

第5条 事前通知対象事業者等が、第3条の指名停止措置の対象者となった場合は、施行日から当該事前通知対象事業者等が指名停止措置を受ける日の前日までの間を指名停止の期間に算入するものとする。

附 則

(施行日等)

第1条 この要領は、令和5年8月16日から施行し、同日以後に開札を行う一般競争入札若しくは指名競争入札又は見積合わせを行う随意契約から適用する。